

運営に関する基準

1 勤務体制の確保等

事例
<p>・介護老人保健施設に併設する事業所において、老健本体と兼務関係にある職員（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士など）の勤務時間の把握（記録）が不十分なものとなっている。</p>
指導内容・ポイント
<p>○事業所における従業員等の<u>日々の勤務時間（職種別）や兼務関係等を勤務表上で明確に</u>すること。 【居宅基準省令第119条で準用する第101条第1項】</p>

2 通所リハビリテーション計画の作成

事例
<p>・通所リハビリテーション計画について、その実施状況や目標の達成状況等の評価について記録がない。</p>
指導内容・ポイント
<p>○それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従った<u>サービスの実施状況、目標の達成状況、ADL及びIADLの改善状況等について評価した結果を記録</u>すること。 【居宅基準省令第115条第5項】 【リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号 介護保険最新情報vol.936）第2のII - 1(1)④】</p>

介護報酬

1 リハビリテーションマネジメント加算(A)(B)共通

事例
<p>・当該加算の算定要件である、利用者の居宅を訪問について、居宅訪問の記録は作成されているものの、家族への指導及び助言を行った記録が確認できなかった。</p> <p>・通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の医師からの指示書を作成しているが、リハビリテーションの目的及び指示内容が全く記載されていなかった。</p>
指導内容・ポイント
<p>○利用者の居宅を訪問した際は、その家族等に対して、<u>リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行い、報告書等にその内容を記録すること。</u></p> <p>○通所リハビリテーションに関する<u>医師からの指示書に、利用者に対する当該リハビリテーションの目的及び所要の指示内容を必ず記載</u>すること。</p> <p>《所要の指示内容》</p> <p>①リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項</p> <p>②やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準</p> <p>③リハビリテーションにおける利用者に対する負荷</p> <p>【大臣基準告示第25号イ(1)(2)(7)】</p>

2 リハビリテーションマネジメント加算(A)(B)共通（リハビリテーション会議）

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション会議に医師が出席していない。 ・利用者又は家族に対し、会議の開催について知らせておらず、参加させていない。
指導内容・ポイント
<p>○リハビリテーション会議について、<u>医師も出席し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を会議構成員と共有するよう努めること。</u></p> <p>○リハビリテーション会議は<u>利用者及びその家族の参加を基本</u>とすることから、利用者の状況等により参加が望ましくない又は参加ができない場合を除き、<u>利用者及び家族が参加するよう調整を図ること。</u></p> <p>【居宅基準省令第114条第1項第4号】 【居宅基準解釈通知第3の七の3(1)⑪】 【大臣基準告示第25号イ(3)】</p>

3 リハビリテーションマネジメント加算（A）イ・ロ

事例
<p>・通所リハビリテーション計画に関して利用者等へ説明した内容等について、医師へ報告した旨の記録が確認できなかった。</p>
指導内容・ポイント
<p>○通所リハビリテーション計画については、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容について医師へ報告することになっている。医師への報告は明瞭に行い、またその記録も正確に記載すること。</p> <p>【大臣基準告示第25号イ(4)】</p>

4 リハビリテーションマネジメント加算（B）イ・ロ

事例
<p>・通所リハビリテーション計画の説明は、当該事業所の医師が利用者又はその家族に対し行っているが、その内容について記録がない。</p>
指導内容・ポイント
<p>○医師が計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た旨を明確に記録すること。</p> <p>【大臣基準告示第25号ハ(2)】</p>